

新旧対照表（変更箇所抜粋）

1 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款（2021 年 4 月 1 日改正）

変更後	変更前
非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款 第 1 条（約款の趣旨） この約款は、お客様（第 2 条第 11 項に規定する個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第 9 条の 8 に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる配当所得の非課税および法第 37 条の 14 に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる譲渡所得等の非課税の特例（以下「特例」といいます。）の適用を受けるため、当会に開設する非課税口座にかかる非課税上場株式等管理契約および非課税累積投資契約（法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号および第 4 号に規定されるものをいいます。以下同じ。）について、法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号および第 4 号に定める要件および当会との権利義務関係を明確にするためのものです。 2～3 （省略） 第 2 条（非課税口座開設届出書等の提出） お客様が特例の適用を受けるため、当会に非課税口座の開設を申し込む際には、<u>法第 37 条の 14 第 5 項の規定に基づき、非課税口座開設届出書（非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除きます。）</u>に必要事項を記載のうえ、署名押印し、<u>（削除）</u>当会に提出するものとします。	非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款 第 1 条（約款の趣旨） この約款は、お客様（第 2 条第 8 項に規定する個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第 9 条の 8 に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる配当所得の非課税および法第 37 条の 14 に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる譲渡所得等の非課税の特例（以下「特例」といいます。）の適用を受けるため、当会に開設する非課税口座にかかる非課税上場株式等管理契約および非課税累積投資契約（法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号および第 4 号に規定されるものをいいます。以下同じ。）について、法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号および第 4 号に定める要件および当会との権利義務関係を明確にするためのものです。 2～3 （同左） 第 2 条（非課税口座開設届出書等の提出） お客様が特例の適用を受けるため、当会に非課税口座の開設を申し込む際には、<u>非課税適用確認書の交付申請書（法第 37 条の 14 第 6 項に定める申請書をいいます。以下同じ。）兼非課税口座開設届出書（法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に定めるものをいいます。以下同じ。）（以下「口座開設届出書等」といいます。）または非課税口座簡易開設届出書（非課税口座簡易開設届出書は累積投資勘定を設定する場合を除きます。）</u>に必要事項を記載のうえ、署名押印し、<u>それに当会の定める一定の書類を添付して、法第 37 条の 14 第 5 項第 6 号イ（2）（非課税管理勘定にかかる期間）およびロ（累積投資勘定にかかる期間）に定める勘定設定期間の開始日の属する年</u>

(削除)

2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に非課税管理勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014 年から 2023 年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）または累積投資勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018 年から 2042 年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）が設けられている場合において、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当会に非課税口座を開設しようとする場合には、当会所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書（法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日から開設しようとする年の 9 月 30 日までに提出するものとします。

2 の 2 前項のお客様が既に当会に非課税口座を開設されており、当該口座に非課税管理勘定または累積投資勘定のみを設定しようとする場合には、前項に定める期限内に、勘定廃止通知書および当会所定の依頼書を

の前年 10 月 1 日から当該勘定設定期間の終了日の属する年の 9 月 30 日までの間に当会に提出するものとします。

なお、当会は、口座開設届出書等による場合は別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を受領のうえ、また、非課税口座簡易開設届出書による場合はすみやかに、非課税口座開設の手続きをし、当該非課税適用確認書については当会で保管します。

2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に非課税管理勘定（(追加) 非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014 年から 2023 年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）または累積投資勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018 年から 2037 年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）が設けられている場合において、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当会に非課税口座を開設しようとする場合には、当会所定の口座開設届出書等に、勘定廃止通知書（法第 37 条の 14 第 5 項第 7 号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日から開設しようとする年の 9 月 30 日までに提出するものとします。

(追加)

当会に提出してください。

- 3 前三項にかかわらず、お客様が、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当会に非課税口座を再開しようとする場合には、当会所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書（法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日から開設しようとする年の 9 月 30 日までに提出するものとします。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の 10 月 1 日以降でなければ、当該書類を受理することができません。
- 4 前四項の際、お客様には住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）（お客様が租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。
- 5 第 1 項の非課税口座開設届出書が、（削除）提出され、（削除）当会が申込みを承諾した場合には、その提出された日において非課税口座が開設されます。（削除）

- 3 前二項にかかわらず、お客様が、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当会に非課税口座を再開しようとする場合には、当会所定の口座開設届出書等に、非課税口座廃止通知書（法第 37 条の 14 第 5 項第 8 号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日から開設しようとする年の 9 月 30 日までに提出するものとします。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の 10 月 1 日以降でなければ、当該書類を受理することができません。
- 4 前三項の際、お客様には住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）（追加）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。
- 5 第 1 項の口座開設届出書等が、各勘定設定期間の開始日の属する年の前年 10 月 1 日から当該年中に提出され、当会が当該年の 12 月 31 日までに税務署より「非課税適用確認書」の交付を受け、当会が申込みを承諾した場合には、（追加）提出された日の属する年の翌年 1 月 1 日に当該勘定設定期間の非課税口座が開設されます。口座開設届出書等が、各勘定設定期間の開始日の前年中に提出されたものの、当会が税務署より「非課税適用

- 6 第2項、第2項の2または第3項の規定により、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書（以下あわせて「廃止通知書」といいます。以下同じ。）の提出を受けた場合、当会は税務署にお客様の廃止通知書にかかる提出事項を提供します。非課税口座は、当会が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領し、当会が申込みを承諾した後に開設されます。ただし、10月1日から12月31日までに当会がお客様から廃止通知書を受領し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領し、当会が申込みを承諾した場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。
- 7 すでに当会に非課税口座を開設しているお客様が新たに非課税管理勘定または累積投資勘定（第2項に定めるものをいいます。）を設定しようとする場合には、当会の定める一定の書類を提出するものとします。
- 8 当会（削除）に既に非課税口座を開設しているお客様は、非課税口座開設届出書を当会（削除）に提出することはできません。
- 9 非課税口座を当会以外の他の金融商品取引業者等に開設し、または開設していたお客様は、非課税口座開設届出書（非課税適用確認書または廃止通知書が添付されたものを除きます。）を当会（削除）に提出することはできません。
- 10 お客様が（削除）当会に提出された非課税口座開設届出書が法第37条

確認書」の交付を受けた日が各勘定設定期間の開始日以降である場合、または各勘定設定期間の開始日から当該勘定設定期間の終了日の属する年の9月30日までの当会が定める日までの間に提出された場合には、当会が税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を受領し、当会が申込みを承諾した後に非課税口座が開設されます。口座開設届出書等が提出された日に非課税口座は開設されません。

- 6 第2項（追加）または第3項の規定により、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書（以下あわせて「廃止通知書」といいます。以下同じ。）の提出を受けた場合、当会は税務署にお客様の廃止通知書にかかる提出事項を提供します。非課税口座は、当会が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領し、当会が申込みを承諾した後に開設されます。ただし、10月1日から12月31日までに当会がお客様から廃止通知書を受領し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領し、当会が申込みを承諾した場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。
- 7 すでに当会に非課税口座を開設しているお客様が新たな勘定設定期間にかかる非課税管理勘定または累積投資勘定（第2項に定めるものをいいます。）を設定しようとする場合には、当該勘定設定期間にかかる非課税適用確認書の交付申請書を提出するものとします。
- 8 当会 または他の金融商品取引業者等に既に非課税口座を開設しているお客様は、非課税口座簡易開設届出書を当会 または他の金融商品取引業者等に提出することはできません。
- 9 口座開設届出書等または非課税適用確認書の交付申請書を当会 または他の金融商品取引業者等に提出したお客様は、非課税口座簡易開設届出書を当会 または他の金融商品取引業者等に提出することはできません。

の 14 第 7 項第 2 号の規定により、所轄税務署長から、当会が受理または
当会に提出することができない場合に該当する旨およびその理由の通知
を受けた場合には、(削除) お客様が開設された非課税口座は、その開設
の時から非課税口座に該当しないものとして取り扱われ、所得税等に関する
法令の規定が適用されます。

- 11 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の 1
月 1 日において満 20 歳以上である居住者のお客様に限ります。

第 2 条の 2（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱
い）

お客様が当会に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当会において
非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判
明し、当該非課税口座が法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座
に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っ
ていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り
扱わせていただきます。その後、当会において速やかに特定口座への移管
を行うことといたします（税務署非承認の回答時に特定口座開設済みのお
客様に限ります。）。

第 3 条（非課税管理勘定の設定）

お客様が特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、非課税適用確認
書、廃止通知書、非課税口座簡易開設届出書または非課税口座開設届出書
に記載の非課税管理勘定にかかる勘定設定期間においてのみ設けられま
す。

2 （省略）

- 3 すでに当会に非課税口座を開設しているお客様が、新たな勘定設定期間
にかかる非課税管理勘定も当会に設けようとする場合には、(削除) 当会

- 10 お客様が第 1 項の規定により 当会に提出された非課税口座簡易開設届
出書が前二項の規定により (追加) 当会に提出することができない場合に
該当することが、法第 37 条の 14 第 12 項第 2 号に規定する、税務署から
の当該事項の提供その他等により判明した場合には、第 1 条の規定により
お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当し
ないものとして取り扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されま
す。

- 11 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の 1
月 1 日において満 20 歳以上である居住者のお客様に限ります。

(追加)

第 3 条（非課税管理勘定の設定）

お客様が特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、非課税適用確認
書、廃止通知書または非課税口座簡易開設届出書 (追加) に記載の非課税
管理勘定にかかる勘定設定期間においてのみ設けられます。

2 （同左）

- 3 すでに当会に非課税口座を開設しているお客様が、新たな勘定設定期間

の定める一定の書類を当会に提出するものとします。この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。

- 4 非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書（非課税適用確認書または廃止通知書が添付されたものを除きます。）が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、税務署から当会にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）に設けられます。

第3条の2（累積投資勘定の設定）

お客様が特例の適用を受けるための累積投資勘定は、非課税適用確認書、廃止通知書または非課税口座開設届出書に記載の累積投資勘定にかかる勘定設定期間においてのみ設けられます。

- 2 前条第2項の規定は、当会に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当会の非課税口座に当該年分の累積投資勘定を設けようとする場合に準用します。
- 3 前条第3項の規定は、すでに当会に非課税口座を開設しているお客様が、新たな勘定設定期間にかかる累積投資勘定を当会に設けようとする場合に、準用します。
- 4 累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書（非課税適用確認書または廃止通知書が添付されたものを除きます。）が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「廃止通知書」が

にかかる非課税管理勘定も当該非課税口座に設けようとする場合には、当該勘定設定期間にかかる非課税適用確認書の交付申請書その他当会の定める一定の書類を当会に提出するものとします。この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。

- 4 非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座が年の中途において開設された日の属する年にあつては非課税口座開設の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、税務署から当会にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）に設けられます。

第3条の2（累積投資勘定の設定）

お客様が特例の適用を受けるための累積投資勘定は、非課税適用確認書または廃止通知書（追加）に記載の累積投資勘定にかかる勘定設定期間においてのみ設けられます。

- 2 前条第2項の規定は、当会に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当会の非課税口座に当該年分の累積投資勘定を設けようとする場合に準用します。
- 3 前条第3項の規定は、すでに当会に非課税口座を開設しているお客様が、新たな勘定設定期間にかかる累積投資勘定を当該非課税口座に設けようとする場合に、準用します。
- 4 累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座が年の中途において開設された日の属する年にあつては非課税口座開設の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、税務署から

提出された場合は、税務署から当会にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

第4条 （省略）

第5条（金融商品取引業者等変更届出書の提出および非課税管理勘定または累積投資勘定の廃止）

お客様が当会に開設されている非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当会に金融商品取引業者等変更届出書（法第37条の14 **第13項**に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出するものとします。この場合、当該非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに株式投資信託の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。

2～4 （省略）

第6条（非課税口座廃止届出書の提出）

お客様が特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書（法第37条の14 **第16項**に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出するものとします。

2～3 （省略）

第7条 （省略）

第7条の2（累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の範囲）

1～2 （省略）

3 お客様が当会において、非課税累積投資契約に基づき累積投資勘定に受

当会にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

第4条 （同左）

第5条（金融商品取引業者等変更届出書の提出および非課税管理勘定または累積投資勘定の廃止）

お客様が当会に開設されている非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当会に金融商品取引業者等変更届出書（法第37条の14 **第18項**に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出するものとします。この場合、当該非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに株式投資信託の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。

2～4 （同左）

第6条（非課税口座廃止届出書の提出）

お客様が特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書（法第37条の14 **第21項**に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出するものとします。

2～3 （同左）

第7条 （同左）

第7条の2（累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の範囲）

1～2 （同左）

け入れた株式投資信託について、その株式投資信託にかかる投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第 37 条の 14 または施行令第 25 条の 13 第 15 項の要件を満たさなくなり、または平成 29 年内閣府告示第 540 号第 5 条に規定する対象商品廃止等届出書が提出されたことで、当会の「投資信託累積投資規定」「J A の投信つみたてサービス」取扱規定によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該株式投資信託については、当該告示第 5 条第 1 項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。

第 8 条～第 9 条 （省略）

第 9 条の 2 （累積投資勘定終了時の取扱い）

1～2 （省略）

3 前二項の終了時点で、累積投資勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

- ① お客様が当会に特定口座を開設していない場合、または特定口座を開設している場合で、お客様から当会に対して施行令第 25 条の 13 第 20 項の規定において準用する、同条第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管
- ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

第 10 条 （省略）

第 10 条の 2 （非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き）

お客様が当会に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当会に対して「非課税口座異動届出書」（施行令第 25 条の 13 の 2 第 2 項に規定されるものをいいます。以下本条において

3 お客様が当会において、非課税累積投資契約に基づき累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託にかかる投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第 37 条の 14 または施行令第 25 条の 13 第 15 項の要件を満たさなくなり、または （追加） 内閣府告示第 540 号第 5 条に規定する対象商品廃止等届出書が提出されたことで、当会の「投資信託累積投資規定」「J A の投信つみたてサービス」取扱規定によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該株式投資信託については、当該告示第 5 条第 1 項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。

第 8 条～第 9 条 （同左）

第 9 条の 2 （累積投資勘定終了時の取扱い）

1～2 （同左）

3 前二項の終了時点で、累積投資勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

- ① お客様が当会に特定口座を開設していない場合、または特定口座を開設している場合で、お客様から当会に対して施行令第 25 条の 13 （追加） 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管
- ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

第 10 条（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）

第 10 条の 2 （同左）

お客様が当会に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当会に対して「非課税口座異動届出書」（追加） を提出していただく必要があります。

同じ。)を提出していただく必要があります。

2 (省略)

第 11 条～第 13 条 (省略)

第 14 条 (非課税口座年間取引報告書の送付)

当会は、法第 37 条の 14 第 31 項および施行令第 25 条の 13 の 7 の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までに所轄税務署長に提出します。

第 15 条 (届出事項の変更)

非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書、非課税口座簡易開設届出書または非課税口座開設届出書の提出後に、当会に届出した氏名、住所その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書（施行令第 25 条の 13 の 2 第 1 項に規定されるものをいいます。）により当会に届け出るものとします。また、その変更が氏名または住所にかかるものであるときは、お客様は住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示し、確認を受けるものとします。

2 非課税口座を開設している当会の本支店の変更（移管）があったときは、施行令第 25 条の 13 の 2 第 4 項の規定により、遅滞なく非課税口座移管依頼書を当会に提出するものとします。

3 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、法第 37 条の 14 第 22 項第 1 号または第 2 号に規定する場合に応じ、当該各号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」または「出国届出書」を提出するものとします。

4 (省略)

第 16 条 (契約の解除)

この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに

2 (同左)

第 11 条～第 13 条 (同左)

第 14 条 (非課税口座年間取引報告書の送付)

当会は、法第 37 条の 14 第 26 項および施行令第 25 条の 13 の 7 の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までに所轄税務署長に提出します。

第 15 条 (届出事項の変更)

口座開設届出書等の提出後に、当会に届出した氏名、住所その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書（施行令第 25 条の 13 の 2 (追加)に規定されるものをいいます。）により当会に届け出るものとします。また、その変更が氏名または住所にかかるものであるときは、お客様は住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示し、確認を受けるものとします。

2 非課税口座を開設している当会の本支店の変更（移管）があったときは、施行令第 25 条の 13 の 2 (追加)の規定により、遅滞なく非課税口座移管依頼書を当会に提出するものとします。

3 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、法第 37 条の 14 第 27 項第 1 号または第 2 号に規定する場合に応じ、当該各号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」または「出国届出書」を提出するものとします。

4 (同左)

第 16 条 (契約の解除)

この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに

掲げる日に解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。

- ① お客様が当会に対して、第6条第1項に規定する非課税口座廃止届出書を提出したとき 当該提出日。
- ② 法第37条の14 第22項第1号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに法第37条の14 第24項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 法第37条の14 第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5年経過日の属する年の12月31日）
- ③ お客様が当会に対して、法第37条の14 第22項第2号に定める出国届出書を提出したとき 出国の日。
- ④ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第37条の14 第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日。

⑤～⑥ （省略）

第17条 （省略）

以上

掲げる日に解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。

- ① お客様が当会に対して、第6条第1項に規定する非課税口座廃止届出書を提出したとき 当該提出日。
- ② 法第37条の14 第27項第1号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに法第37条の14 第29項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 法第37条の14 第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5年経過日の属する年の12月31日）
- ③ お客様が当会に対して、法第37条の14 第27項第2号に定める出国届出書を提出したとき 出国の日。
- ④ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第37条の14 第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日。

⑤～⑥ （同左）

第17条 （同左）

以上

2 特定口座約款 (2021 年 4 月 1 日改正)

変更後	変更前
特定口座約款 第 1 条～第 6 条 (省略) 第 7 条 (特定口座に受け入れる上場株式等の範囲等) お客様の特定保管勘定には、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。 ①～⑥ (省略) ⑦ <u>お客様が当会に提出された非課税口座開設届出書が、法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないものとされた場合において、その非課税口座で購入等し、保管されている株式投資信託で、その口座からお客様の特定口座への振替の方法によりその全てを受け入れるもの。</u> 第 8 条 (源泉徴収選択口座で受領する上場株式等の配当等の範囲) 当会は、お客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に定める上場株式等の配当等（ただし、国債を源泉徴収選択口座に受け入れる申込みをされていないお客様の国債の利子を除きます。）で同項の定めに基づき当会が所得税および復興特別所得税ならびに住民税を徴収するもの（当該源泉徴収選択口座が開設されている当会の本支店にかかる振替口座簿に記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等にかかるものに限り。）のみを受け入れます。 2 当会が支払いの取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当会が当該上場株式等の配当等をその支払いをする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設	特定口座約款 第 1 条～第 6 条 (同左) 第 7 条 (特定口座に受け入れる上場株式等の範囲等) お客様の特定保管勘定には、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。 ①～⑥ (同左) <u>(追加)</u> 第 8 条 (源泉徴収選択口座で受領する上場株式等の配当等の範囲) 当会は、お客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に定める上場株式等の配当等（ただし、国債を源泉徴収選択口座に受け入れる申込みをされていないお客様の国債の利子を除きます。）で同項の定めに基づき当会が所得税および復興特別所得税ならびに住民税を徴収するもの（当該源泉徴収選択口座が開設されている当会の本支店にかかる振替口座簿に記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等にかかるものに限り。）のみを受け入れます。 2 当会が支払いの取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当会が当該上場株式等の配当等をその支払いをする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設

けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。 <u>3 前二項の規定にかかわらず、第7条第7号の規定によりお客様の特定口座に受入れた株式投資信託に係る上場株式等の配当等については、その交付の際に遡って当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れたものとして取扱います。</u> 第9条～第12条 (省略) 以上	けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。 <u>(追加)</u> 第9条～第12条 (同左) 以上
--	--

以上